

岐阜県公報

目次

規則

岐阜県行政組織規則の一部を改正する規則

(人事課)

ページ

号外(六) 平成二十八年 四月二十八日

規則

岐阜県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年四月二十八日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第五十二号

岐阜県行政組織規則の一部を改正する規則

岐阜県行政組織規則(平成十八年岐阜県規則第四十六号)の一部を次のように改正する。

第九条第一項の表新産業振興課の項中「新産業振興課」を「新産業・エネルギー振興課」に改め、「成長産業推進係、航空宇宙産業係、次世代エネルギー係」を「エネルギー・成長産業係」に改め、同項の次に次のように加える。

航空宇宙産業課

管理調整係、人材育成係、産業振興係

第九条第二項の表新産業振興課の項中「新産業振興課」を「新産業・エネルギー振興課」に改め、同項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を削り、第四号を第二号とし、第五号から第十三号までを二号ずつ繰り上げ、同項の次に次のように加える。

航空宇宙産業課

- 一 航空宇宙産業の振興に関すること。
- 二 成長産業人材育成拠点の整備に関すること。

第九条第五項の表新産業振興課の項中「新産業振興課」を「新産業・エネルギー振興課」に改め、同条第六項の表情報産業系の項中「新産業振興課」を「新産業・エネルギー

岐阜県公報 号外 毎週

(火曜日)

発行

(休日に当たる) ときは翌日

平成二十八年四月二十八日

振興課」に、「第十号から第十三号」を「第八号から第十一号」に改める。

第十條第一項の表農地整備課の項の次に次のように加える。

農業担い手サミット推進事務局	管理調整係、総務企画係、式典運営係、地域係
----------------	-----------------------

第十條第二項の表農業経営課の項中第八号を削り、第九号を第八号とし、同表農地整備課の項の次に次のように加える。

農業担い手サミット推進事務局	一 全国農業担い手サミットに関すること。
----------------	----------------------

第十條第三項の表農業経営課の部農業担い手サミット推進室の項を削り、同條第四項の表農業担い手サミット推進室の項を削る。

第二十条第一項の表一の項中「全国レクリエーション大会推進事務局」の下に「及び農業担い手サミット推進事務局」を加え、同條中第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4 農業担い手サミット推進事務局にあつては、事務局次長二人を置き、うち一人は、上司の命を受け、技術に関し特に命ぜられた事務について事務局長を補佐する。

第二十六條第一項の表新産業振興課の部中「新産業振興課」を「航空宇宙産業課」に、「航空宇宙産業企画監」を「施設整備企画監」に改め、同表農業経営課の部農業担い手サミット推進監の項を削る。

附則

この規則は、平成二十八年五月一日から施行する。

平成二十八年四月二十八日発行

発行者
発行所

岐阜市数田南二丁目一番一号
岐阜県

編集

岐阜市三輪ふりんどびあ十三一
岐阜文芸社